

改正案	現行
<p>(図書類自動販売管理者の要件)</p> <p>第六条 条例第二十四条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 未成年者でないこと。</p> <p>二 略</p>	<p>(図書類自動販売管理者の要件)</p> <p>第六条 条例第二十四条第二項に規定する規則で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人でないこと。</p> <p>二 略</p>